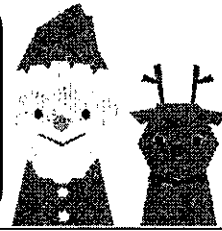


令和5年12月号 長柄駐在だより



長柄駐在所
35-3106
石川利哉

冬の交通安全運動について

期間：令和5年12月10日（日）から
12月19日（火）までの10日間

スローガン：～飲酒運転は絶対しない、させない、許さない～

運動重点：

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と安全運転意識の向上
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

年末は、お酒を飲む機会が増え、また、年間で特に日没が早い時期であることから、飲酒運転による交通事故や、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の増加が心配されます。

県民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、悪質危険な飲酒運転や悲惨な交通事故を防止しましょう。



12月10日から16日までは
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

解決のためには、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



長柄駐在所の事件発生状況
【10月15日から11月15日
まで】

自動車盗	1件
車上狙い	1件
太陽光発電所ケーブル盗難	1件

医療費などの還付金詐欺に注意!!

この手口は、電話で市役所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると言って、スーパーやコンビニなどのATMに誘導しますが、還付金がATMで支払われることは絶対にありません。

「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMに行くように」と言われたら、還付金詐欺です。

このような電話があったら、相手の説明を疑い、すぐに警察や消費者センター等に相談するようにしましょう!!

